

## 共済給付金一覧表

申請漏れはありませんか？給付金は3年までさかのぼって申請できます。

※申請書には必ず事由証明書類を添付してください。

給付事由及び区分				保険金等の額	
本人の保障	死亡保険金	疾病死亡	71歳未満の方	300,000円	
			71歳以上の方	150,000円	
		交通事故以外の不慮の事故死亡			500,000円
		交通事故死亡			900,000円
	障害保険金	疾病重度障害（1～3級の一部）	71歳未満の方	300,000円	
			71歳以上の方	150,000円	
		不慮の事故による後遺障害（1～14級）			500,000円以内
		交通事故による後遺障害（1～14級）			900,000円以内
	傷病休業保険金		休業14日以上30日未満	5,000円	
			休業30日以上60日未満	10,000円	
			休業60日以上90日未満	15,000円	
休業90日以上120日未満			20,000円		
休業120日以上			25,000円		
本人の財産保証	住宅災害保険金	火災等による 会員の居住する建物・家財の損害の程度が	50%以上	200,000円	
			30%以上50%未満	140,000円	
			20%以上30%未満	100,000円	
			20%未満	40,000円	
		自然災害による 会員の居住する建物の損害の程度が	70%以上	60,000円	
			20%以上70%未満	30,000円	
			20%未満	6,000円	
		床上浸水	12,000円		
慶弔見舞金の保障	死亡弔慰金	配偶者		60,000円	
		子		20,000円	
		親		10,000円	
		住宅災害による同居親族の死亡（1人当り）		10,000円	

慶弔見舞金の保障	結婚祝金	12,000円
	子の出生祝金	10,000円
	子の就学祝金（小学校・中学校）	8,000円
	二十歳祝金（満20歳）	8,000円
	還暦祝金（満60歳）	8,000円

※申請する場合は、事業所を通じて事務局までご連絡ください。

※各給付金の事由証明書類について

給付事由及び区分		事由証明書類	
本人の保障	死亡保険金	①医師の死亡診断書または死体検案書等死因および死亡日の確認ができるもの ②会員と受取人の関係（生計維持関係を含む）を証明する書類（戸籍謄本（全部事項証明書）、住民票） ③委任状（同順位・順序の受取人が2名以上いる場合） ④その他全労済協会が提出を求めるもの ①、②は写し可 注1）会員の自殺行為、給付金の受取人の故意又は重大な過失による場合は適用されません。 注2）不慮の事故及び交通事故による場合は、この他に不慮の事故及び交通事故であることを証明する書類が必要です。（事由により異なります。互助会事務局へお問い合わせください。）	
	障害保険金	①後遺障害診断書（写し可） ②その他全労済協会が提出を求めるもの 注1、注2）適用	
	傷病休業保険金	①医師の診断書、入院等証明書（写し可） ②その他全労済協会が提出を求めるもの	
財産保障	住宅災害 火災等 自然災害	①修理業者による見積書 ②関係官署の罹災証明 ③損害箇所（修理前の状態）の写真 ④その他全労済協会が提出を求めるもの ①、②、③は写し可	
慶弔見舞金の保障	死亡弔慰金 配偶者 子 親 住宅災害による同居親族の死亡	①会員との続柄と死亡日および死亡の事実の確認ができる証明書（戸籍謄本（全部事項証明）、住民票（死亡記載があるもの）写し可） ②その他全労済協会及び互助会が提出を求めるもの 注3）内縁の配偶者の場合は、住民票その他の書類の提出を求めています。	
		結婚祝金	会員との続柄が確認できる証明書（戸籍謄本（全部事項証明書）、住民票（夫婦の記載があるもの）、結婚受理証明書等のどれか1つ。写し可）
		子の出生祝金	会員との続柄が確認できる証明書（戸籍謄本（全部事項証明書）、住民票、健康保険証、母子手帳の出生届出済証明等のどれか1つ。写し可）
		子の就学祝金（小学校・中学校）	入学が確認できる証明書（入学通知書、生徒手帳、学生証等のどれか1つ。写し可）
	二十歳祝金・還暦祝金	会員の満年齢が確認できる証明書（住民票、健康保険証、運転免許証等のどれか1つ。写し可）	